

第5回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年9月30日（水） 10:00～12:00

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

それでは、ただ今から第5回の地域協議会を行います。

本日の会議に、高橋委員、荒木委員、千葉委員から、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

(1)の中学生との意見交換会における事前質問に対する回答の分類について、事務局から、そのまとめと特徴的な意見の報告を受けたいと思います。

事 務 局

8月の下旬から9月の中旬にかけて、町内の5つの中学校におきまして、中学生との意見交換会を実施しました。参加された生徒は、各学校とも生徒会の役員3名から7名でしたが、全体を通しまして、生徒の皆さんは誠実で礼儀正しく話を聞いていただきまして、委員からの質問に対しましても、素直に意見等を話してくれたと感じております。

その5校の生徒の事前質問に対する回答につきまして、別紙9にまとめましたのでご覧いただきたいと思います。意見交換会は3部構成に分けまして、第1部テーマ「子ども同士の関係」、第2部のテーマ「子どもと大人の関係」、第3部のテーマ「よりよい社会を目指して」、それぞれ2つの事前質問をしています。

まず、第1部をご覧いただきたいのですが、(1)「子ども同士でいるとき一番楽しいと思うこと」につきまして、子どもたちの意見を確認しましたところ、分類1にありますとおり、「遊ぶこと・話をすること」と「学校行事・部活動」と2つに大きく分けられ、分類2にあるような回答・意見にまとめることができました。なお、網のかかった部分につきましては、その中でも多かった意見です。特に「遊ぶこと・話をすること」は、圧倒的多数でした。少数意見として、「一つのことを助け合って成功すること」という話もありました。

次に、(2)の「子ども同士でいるとき嫌だなと思うこと」につきましては、分類1にありますとおり、「誰かを傷つける行為など」、「マナーやルール違反」、「その他」と3つに分類することができました。分類2にある悪口・影口や人間関係など

の声が非常に多く、前回の講演会で荒牧教授からお話がありましたとおり、今の中学生や高校生が一番気をつけていることは「友人関係」ということでしたが、本町の生徒さんもそういう考えが出ているものと思います。

次に、第2部ですが、(3)「大人に言ってもらったり、してもらうことで嬉しいこと」につきましては、「誉められること・認めてもらうこと」、「話を聞いてくれる・アドバイスをしてくれること」、「その他」と3つに分類することができました。中でも「誉められること・認めてもらうこと」が圧倒的多数で書かれております。「自分の行為を認められるということが、次のやる気を起こす」という意見が、意見交換会でも多く出ておりました。

次に、(4)「大人に言われたり、されたりすることで納得のいかないこと」につきましては、「話を聞いてくれない・一方的な行為」、「大人にとって都合のいい使い分けなど」、「不公平な扱い・比較されること」、「その他」と4つに分類することができました。中でも「話を聞いてくれない・一方的な行為など」というのが多く出ております。「子どもの言い分があるのですが、頭ごなしに親から怒られる」とか、「子どものことを理解していない」という声も意見交換会の中で聞かれました。

次に、第3部ですが、(5)「大人の行動をみて感じること」につきましては、「プラスイメージ」、「マイナスイメージ」、「その他」と3つに分類できました。中でも圧倒的多数で「マイナスイメージ」が多く、特にルール・マナーについての指摘が多くありました。

最後に、(6)「どんな大人になりたいか」につきましては、「他者から認められる大人」、「他者を大切に作る大人」、「その他」の3つに分類することができました。中でも「大人の行動に対するマイナスイメージから、そうなりたくないという考え方」が意見交換会の中でも出ており、「親しまれたり、子どもの手本となる大人」という声が強くありました。

事前質問に関する説明は以上ですが、意見交換会における各中学校の特徴的な意見を1つずつ上げますと、忠類中学校につきましては、委員からの「早く大人になりたいですか」という質問に対しまして、生徒全員が「大人にはなりたくない、今を楽しみたい」という回答をしていました。

その半面、札内中学校では、同じ質問に対しまして、「早く大人になりたい」という意見が多くありました。内容としましては、「大人になって親に恩返しをしたい」という声や「希望する職業に就きたい」という声もありましたが、中には「大人になって自由になりたい」と「頼りない大人でなければ大人がいい」という意見もありました。

幕別中学校につきましては、生徒からの質問で「大人の基準や大人の要素ってなんですか」というのがありました。非常に難しい質問であったのですが、回答は会議録をご覧ください。

糠内中学校では、生徒からの質問で「大人の人たちは中学生や高校生を見て、どのように思っているのでしょうか」というような、自分たちに対する大人の目線を気にしたり、どのように思われているのかという不安の声が出ておりました。

札内東中学校では、委員からの質問で「子どもの権利条例の策定にかかる取組みに期待することはなんですか」に対しまして、どの中学校においても取組みに対しては「良いと思う」という意見でありましたが、札内東中学校では「いじめがなくなってくれば嬉しい」、「大人がもっと尊敬できる大人になってほしい」、「大人と子どもが住みやすい町をつくってほしい」、「みんなで支えあっている環境をつくれたらいい」というような声がありました。

意見交換会についての説明は以上です。

事務局

補足ですが、生徒たちに対しまして、「子どもの権利条約の4つの権利のうち、どれが一番大切だと思いますか」と質問したところ、ほとんどが「生きる権利」という答えでした。その理由としては、生きる権利が保障されないかぎり、他の権利は成り立たないという鋭い意見でありました。

会長

説明が終わりましたが、何か感想や意見があれば発言をお願いします。

委員

生徒たちは、率直に話してくれましたし、素直で良い子たちばかりでした。内容については、まとめられた分類どおり、友だちと遊んだり話すのは楽しいですし、誰かを傷つける行為は嫌ですし、誉められたり認められるのは嬉しいことですし、これは大人にとっても同じことだと思います。中学生という年代は悩める年代というか、大人になる前というか、いろいろな大人の世界を感じはじめていく年代というのが垣間見てとれたような感じがしました。

委員

生徒会の役員だからとかじゃなくて、先生が立ち会う中、大人相手だったので、きちんとした回答をしてくれたんだと思います。ただ、現実自分が思ってる通りに行動できるかっていうのは別だと思うんですよね。中学生ということ少しずつ大人の考えを持ちつつも締め付けられているところもあるので、自由に意見が言えるのかが疑問に思いました。

委員

糠内中学校、札幌中学校で話を聞かせてもらいましたが、中学生なので大人相手に対する使い分けができていて、理解しながら話していたと思います。ただ、社会や家庭で生きている自分という捉え方っていうのは、少ないと感じながら聞いていました。いわゆる、自分が育っている地域を自分が将来どのように思い描いていくとか。学校でいうと進路指導とか、キャリア教育ということのを大事にしようと言われてるんですけど、この部分を子どもたちに考えさせていくことは難しいことだと思ってます。もっと地域の中で子どもたちが自分の役割とか、そういうことが意識できるようになっていくと育ちは違ってくるのだろうと思います。

委員

生徒は、初対面と言うことで多少の警戒があることと先生が横にいるということもあって、本音を言っているつもりでも何か違うのかなと思いました。先生とか肩書きのない学校以外のところで、話をしたらもっと意見が出るんじゃないかなと思いました。

委員

大人も子どもも遊ぶことや話をするのは楽しいことだから、大人も子どもも一緒なんだなと思いました。子どもが育っている環境などによっても、それぞれ違う思いがあるのかなという感じを受けました。

委員

セットされた場面で会わせていただいて、生徒も私も緊張していたんですけど、知らない大人ときちんと話ができるんだなと受け止めました。生徒会の方たちなので、いろいろな場面で訓練されてると思うんですけど、「他の子どもも参加できたらいいのに」と生徒から聞いた時に、もっといろいろな場面で話し合いがあるといいなと思いました。例えば、公区の会議だとかも中学生に公区の行事をどう思うか聞いてみたり、学校の行事に地域の人が入ってきてくれるなどの行ったり来たりがあっても中学生は結構やれるんだなと感じました。

会長

私も生徒さんと話をして、やっぱり皆さん緊張していると思いました。それと、こういう問題について普段考えたことが無いんだと思います。だから、こういう答えをしたら喜ぶのかなとか、そういう風にもとれる面がありました。本当はもっと違うことがあるのではないのでしょうか。今回の形式ではなかなか本当の事は言えないのではないかと思います。一人ひとり聞いていく時に、右に同じというような答えが出ていましたので、どうやって発言させるのが一番いいのかなと思いました。

事務局

日程がなかなか取りづらかったというのと、急なスケジュールだったものですから、子どもと話し合える時間が40分程度しか無く、こちらも時間に追われて質問を進めていったという状況です。それと初対面ということで子どもたちも緊張されていたんだろうなと思います。時間の設定やできれば学校ではない場所で行うことで、さらに子どもたちが素直に本当の思いを伝えてくれるのではと思いました。

子どもの権利条例を作っていく時に、そういう子どもの意見を聞く場所・時間帯を作り、「幕別町のまちづくりを自分たちも担っているんだよ」という意識付けをしていくことによって、幕別町の後継者を作っていけるだろうと、皆さんにも認識していただけたのではないかと思います。

先日の荒牧教授との意見交換会の後、中学生と意見交換会をしたことを伝えた時に、教授から「条例素案なり条例の解釈が出来た時には、中学生の皆さんにそれを伝えてあげるべきでしょう。それが聞いたほうの責任ではないですか」という話をいただきましたので、そういう段取りが出来た時に学校の協力をいただきながら「皆さんの意見をこういうところに反映できてるんですよ」、「こういう中身で考えましたよ」という時間をまた作っていければと思っています。

会長

私が強く感じたのは、どこの学校に行ってもよく「こんにちは」と挨拶してくれるのですが、あれは本当なのかなという気持ちがあります。なぜかと言うと、道路で会って挨拶する中学生はあまりいません。中には、「おはようございます」と言う子もいますが、こちらから言ってもしない子が多いです。特に4月の初め、中学校を卒業して高校へ進学した子が中学生のときは挨拶していたのに高校生になった途端にあっちを向いちゃうんです。寂しいなという気持ちがあります。ですから、私たちがあのように生徒から話を聞くときに、本音が出ていないのではないかと思います。

委員

今回、意見交換をした中で、またこういう機会があったらいいなという子どもたちもおり、はげ口だったり、相談者であったり、そういう場を子どもたちも求めているんだなというのを少し感じました。様々な場面でそういう取り組みがあってもいいのかなと思います。

さっきの挨拶の話なんですけども、学校で挨拶をするというのは誰から見ても当然なこと僕らも会社勤めしてた時でも会社の中に来客がいれば挨拶しますが外で会ったら会う人会う人に挨拶しないですね。

会 長

朝、たくさんの方が来ている時は挨拶できないけど、いつも会ってる人ということにはわかっていますからね。だいたい私はみんなに挨拶するけど、小学生は遠くから何回も挨拶してきます。やっぱり中学生になったら恥ずかしいんですかね。

委 員

一つは訓練なんですよ。学校では、理屈ではなくて顔を合わせたら挨拶をしようという習慣づけをしようとして取り組んでいます。外へ出て挨拶をしないのは事実です。学校では町内のごみ拾いをしているのですが、出来るだけ広い範囲でコースを作っており、ごみをたくさん拾うことが全てではなくて、地域に出て社会との関わりを持つ事が大事と考えています。おそらく、子どもは挨拶をしたい、しなければいけないとは思っていると思いますが、町の中で地域の人に会ったらちょっとためらうみたいです。朝、ボランティアで見守り隊の方が挨拶をしてくれるのですが、中学生はみんな挨拶をします。ただ、少し恥ずかしかったり、引けるようです。

会 長

大人が挨拶をしないのだと思います。中学生と会って挨拶している大人が少ないのだと思います。見守り隊の人たちは立場だから挨拶をするかもしれないけど大人の人はまずしません。だから子どもたちは無理なのかなと思います。

委 員

大人の方が挨拶すればするようになると思うんですよ。以前、浦幌中学校で一週間の職業体験を町内30カ所くらいの事業所で実施した時に、一週間も職場体験をすると子どもの顔も覚えるので、その後、登校時に顔を見ると大人の方から声をかけていくんです。そうすると挨拶するんですよ。そうすると、それをやって2年位経った時に、「最近、中学生が挨拶をする」と言われたのですが、中学生ではなくて大人の方が声をかけてくれるから、子どもも「おはようございます」と言うんですよ。そういう関係なんじゃないかと思います。

委 員

我が家は、上の子が中学生で下の子が幼稚園児なんですけど、下の子と外に出て歩いて買い物に行くと、私が近所のおじさんおばさんに「こんにちは」と言うので、「お母さん、どうしてこんにちはするの?」と聞いてきます。「ご近所さんだよ」、「お隣さんだよ」と言いますが、遠くへ行くと知り合いの方がいないので、すれ違っても知らない人には大人は挨拶しませんよね。その時に、「どうして挨拶をしないの?」と聞いてくるので「知らない人だから」と答えたのですが、中学生の姉が学校から帰ってくるのを見て、「今、知らない人に挨拶した。どうしてしたの?子

どもだから知らない人にも挨拶しないとイケないの？」という幼稚園児の素朴な質問がありました。「子どもに挨拶されると大人は気持ちがいいんだよ」としか言えなかったんですね。だから、子どもは子どもで疑問に思っているんです。普通、未就学児は常に保護者と一緒なので子どもに声をかけてこなかった大人も、小学生になってランドセルを背負った時には大人は声をかけてくると思うので、その時に、「みんなにおはようと言われたらおはようと返して学校に行くんだよ」と言おうと思っているんですけど、子どもはそれをどう理解してくれているのかなと思います。

委員

挨拶は強制ではないからね。気持ちの問題だよ。

委員

挨拶は親近感の度合いですよ。隣近所の人には親しいですし、親戚の人と会って無視するわけはありません。

会長

散歩に行ってもまず大人は挨拶しません。「おはようございます」と言うと、びっくりした顔をして、「おはよう」と言います。大人も、その辺の訓練が足りないのかなと思います。そういう時は、知っている人だから挨拶するだとか、知らない人だから挨拶はいらないというものではないと思います。

それでは、(1)はこの辺にして、(2)の「子どもの権利条例の先進地比較」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今日の会議のご案内の時に、追加で資料11「川崎市子どもの権利に関する条例」を配付させていただきました。この先進地事例比較につきましては、前回の会議でお配りした資料8から10の奈井江町・芽室町・札幌市の条例に川崎市を加えて全部で4本を基に進めていきたいと考えていきます。条文の内容はご覧いただいたと思いますが、その上で奈井江町をベースに条文の内容をご説明していきたいと思えます。様々な疑問点があると思えますので、後ほどお伺いしたいと思います。まず資料8「奈井江町 子どもの権利に関する条例」をご覧ください。

【資料8の説明】

はじめに「前文」というのがありまして、20行程で書かれております。条例を作る時に必ず前文が必要かと申しますと、基本的には必要ありません。条例の内容をよりわかりやすくしたり、主旨を説明するために前文を設けることができますこととなります。子どもの権利の条例を作っているところは、どこも前文を設けています。子どもの権利条約におきましても前文があります。奈井江町の前文では、前段の4

行の中では、子どもの成長について書かれています。その次の「奈井江町の子どもが」というところから6行にかけては、その成長のために権利の保証の必要性を書いています。次に中段以降の「町及び町民は」からなる文章がありますが、ここについては、子どもに対しての大人の関わりについて書かれており、後段には、「大人が愛情と理解を持って守り、子どもを励まし育てていくことが大切です」と書いています。そして最後に、そのために条例を設定するというので2行書かれています。この前文の作りにつきましては、決めがございませんのでどんな作りでも構わないのですが、奈井江町につきましては、前段で「子どもの成長の理想」を掲げて、「権利の必要性」を述べ、「大人の関わりの必要」を書きまして、最後に「このため条例を設定する」というような構成となっています。

次に、条文の説明に入りますが、「第1条 目的」では、条例制定の目的が書かれています。この条例の目的としましては、子どもにとって最善の利益が尊重されることを念頭において、子どもが自己形成をするということを支援するための方策について、町や町民が共通の意識を持つということで権利保障をしていき、幸せな町を作っていくという様な形で目的を規定しています。

次に、「第2条 定義」に移ります。この中に書いてある定義は、「子ども」という言葉の定義なのですが、「子どもは18歳未満の者を指します」という定義をしています。町によっては、「子ども」という定義だけではなくて、「保護者」といった定義があったり、学校や保育所などの施設の定義があるところもあります。奈井江町につきましては「子ども」ということだけ定義をしております。

次に、「第3条 基本理念」は、4つの基本理念を規定しております。第3条の第1項は、子どもへの支援を町と町民に求めるものであります。第2項は、「子どもはその権利が保障されて豊かな人間性を養うことによって、自分の権利だけでなく人の権利もあるんだという部分を理解して、それを主体的に判断してその責任を果たして自分らしく生きることを支援される」と、子どもが正しく成長するために大人が支援していくということを規定しています。第3項は、条例の目的を達成するために子どもと協働するということを規定しています。例えば、大人の意見だけではなくて子どもも社会の一員として意見を取り入れるなど、互いに協力することを規定しています。第4項では、「町民は安心して子どもを育てることができるように支援される」。これは家庭のほか、学校や地域社会などが連携をして、子育てへの積極的な支援を求めるといった考え方の規定となります。これらを大きく分けた4つの基本理念としています。

次に、「第4条 町の役割」に移ります。第1項では、あらゆる施策を通して保

障を努めると規定しています。これは、行政の各分野に渡って権利の保障や子育て支援の実施に努めるというものです。第2項では、「積極的に広報活動に努める」とあります。町民に深く理解されるために町は広報活動を積極的に行うということを規定しています。

次に、「第5条 町民の役割」ですけれども、町民の人生観、価値観や日常生活における行動というのが子どもの人格形成に大きな役割を果しているということから、町民の役割をこのように規定しております。第2項は、保護者や家庭についてですが、「子どもの成育に第一義的な責任を有する」。もちろん家庭が子どもと一番接することになりますので、それを理解していただき、子どもが健やかに成長できるように最善を尽くす、いわゆる家庭が社会の基礎的基盤であるということを基に家庭に対しての役割をここで規定しています。

次に、第6条から第9条までにつきましては、子どもの権利を4つに分けて規定しています。この4つの区分は、子どもの権利条約と同じ分け方です。6条が「生きる権利」、7条が「育つ権利」、8条が「守られる権利」、9条が「参加する権利」、各条でさらに4つに分けて(1)から(4)まで規定しています。奈井江町や芽室町は条約と同様の分け方をしていますが、札幌市につきましては、分け方が異なりまして、「守られる」と「生きる」をまとめ、「自分らしく生きる」と「命が守られて生きる」という意味合いで分けて作っており、規定の仕方が違うというところもあります。これらは、その町の考え方で変わってくるものであります。

次に、「第10条 子どもの成育環境の保全」です。これは、町が自然環境の保全などに努めるということですが、子どもが育ったり遊んだり学べる環境として公園や公共施設の維持管理、自然環境の保全に努めるということを条文の中で規定しています。

次に、「第11条 子育て支援」についての規定です。これは、保護者が子どもを育てるにあたって、必要に応じて町が経済的な支援や社会的な支援を行うという町のバックアップ体制を規定しています。第2項では、子ども自身が抱える問題や子どもの相談に対する対応を規定しています。関係機関が連携するなど速やかな対応をするという規定です。

次に、「第12条 学校、幼稚園、保育所」です。学校、幼稚園、保育所という機関は子どもの成長に大きく影響を及ぼす施設になりますので、その役割を規定しており、条例の目的を達成するためにも子どもの有する様々な権利が保障されるよう、その役割を点検して評価するように努めるという努力義務を規定しています。第2項では、学校、幼稚園、保育所では、保護者や地域の町民に積極的に情報を提供し

て、開かれた学校、幼稚園、保育所づくりに努めるということを規定しています。

次に、「第13条 子どもの社会参加」です。社会参加の機会を設けることを規定しています。第2項にあります。子どもの意見を聞くために各種学校をはじめとしてあらゆる子どもの参加のもとで「子ども会議」を開催するという規定をしています。直接、町長や教育長と話し合いをする機会があります。第3項では、子ども会議が自主的・自発的に運営されるように町が支援をして、総意としてまとめられた意見を尊重するということが規定されています。

次に、「第14条 子どもの活動や町民活動の支援」です。子どもの文化、芸術、ボランティア活動などを奨励し、支援をするということです。具体的な支援内容は規定されておきませんが、例えば、活動場所や情報の提供をするなどの支援です。

次に、「第15条 相互支援」です。これは、条例の目的を達成するためには町民を始めとしてあらゆる関係者や関係機関が相互に連携しなければ達成できないものとなります。ここでは、円滑な連携をするために町が支援していくということを規定しています。

次に、「第16条 救済」です。いじめや虐待など子どもの権利侵害があった場合について、救済を行うというものです。第2項では、そのために「救済委員会」を設けるということを規定しています。

次に、「第17条 推進体制」です。条例の目的を達成するための体制ということで、達成のために総合的な施策の推進体制の充実を規定しているものです。

次に、「第18条 委任」は委任規定ですが、これは「条例の施行に関して必要な事項」、この条文に全てが書かれているわけではありませんので、それについて細かな必要なのは、町長やその他の執行機関（教育委員会など）がそれぞれ定めるといったものです。

最後に、「附則」にありますのは、この条例の効力が生じ、適用される日が、平成14年4月からというものです。

奈井江町の条例につきましては、ご説明したような構成になっております。芽室町につきましても、ほぼ同様の構成になります。札幌市につきましては、構成は大きく変わるものではないのですが、さらに細かく規定が加えられており、特に救済の部分を強く規定しています。なお、札幌市は政令指定都市であり、通常の市町村とは違って都道府県と並ぶような自治体になりますので、その持つ機能も異なっております。

以上で説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局から奈井江町の条例の内容について説明がございました。このほか、芽室町、札幌市、川崎市の条例も含めて何か質問やご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

委 員

子どもの権利が3つ書かれていて、さらに参加する権利が認められる。意見を表明してそれを尊重しなければならないということで、学校・幼稚園・保育所でいうと、様々な権利が保障されるよう自らその役割を点検し、評価する。こういうふうになっていった時に、解釈によっては難しいことがある。

荒牧教授の本で「子どもとともに作る学校」の中に書かれているんですけど、子どもたちの意見を大事にして、例えば、運動会を作ります。子どもたちに話し合いをさせて子どもたちがどんな運動会をしたいのか協議するが、結論が出ないため話し合いの時間が長くなって、授業がどんどん潰れていき、出た結論が全部「パン食い競争」で、その学校の運動会は朝から晩までパン食い競争が続いたんです。子どもたちとともに作る学校の中の実践としては、このように子どもたちの意見を尊重して一つの行事を作っていくやり方が報告されています。しかし、実態としては、学校というのは実数だとか授業日数という枠組みの中で進めていくことが必要ですから、無制限にはいかないんですね。

子どもの権利を尊重していくということは大事であり、それを意識した学校運営がされていかなければいけないと思いつつも、学習指導要領などの一つの枠組みの中でそれをどうやって実現していくかというふうに考えていかなければならず、子どもの権利条例を制定したからといって、ただ単にそれを最大限に具体化する学校作りをすることになっては困るかなと思います。そこは折り合いをつけないといけない。そのためには、ここに書かれていることが解釈として一般の町民の方にも学校の先生方にも理解をされていかないと、「権利を認めたらわがままな子どもが育つ」という言い方は極端な言い方ですが、条例の中身を幕別町立の学校としてどのように具体化していくのかといった時にいろいろな問題が生じるのではないかと心配されると思います。

事 務 局

荒牧教授は、2000年から幕別町に来られていて、特に札内北小学校の児童の様子を荒牧教授と喜多教授（早稲田大学）で経過観察されています。委員が言われたように札内北小学校でも最初に生徒に委ねた時に運動会自体が時間がかかって保護者からクレームが来たという話を聞いています。

意見の尊重については、子どもの権利条約の第12条にあります、「自由に自己

の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相互に考慮されるものとする」の「この場合」以降が大事だと思います。小学校1年生の意見がすべて社会のルールに則った正しい意見であるかというところではなく、それは、中学生であろうと高校生であろうと大人の中でも同じですが、必ず何でもかんでも聞くのではなく、子どもたちの成熟度にあわせて大人が子どもの成長を支援しながら意見の尊重をするというイメージが入っていないと、子どもは言いつばなしで大人はそれを受けなければいけないのかという話になると思います。ですから子どもの権利条約で規定している第12条の「この場合において」以降の言葉を意識しなければいけないと思っています。

会 長

他の委員さん、意見ありませんか。

委 員

条例自体が子どもの権利に関する条例とはいえ、大人目線での子どもたちのための条例ということなんですね。先日の荒牧教授の講演で、「子どもも年代によって主張することが変わってくるし、理解できるかどうかにも差がありますし、一律した条例でいいのでしょうか」という質問をさせてもらったのですが、一般的に捉えた規定とし、幼児に関しては大人が代わって発言するという回答でしたけれども、なんかこう条例自体が抽象的で、具体的に何をしてあげるかというのが見えてこないというか。例えば、スポーツに関して、子どもたちが何をやりたいかという希望があってもなかなか希望どおりできていないと感じます。それは比較的余裕のある家庭でないとできないとか、親が熱心であるとか、子どもたちの意志だけではできないということもあります。権利条例でもっと求められないかなという気持ちになります。幕別らしさという部分で盛り込められないかなと思います。

事 務 局

委員の言われるとおり、こういう具体的な事業を実施するということになるのと今の行政組織の中で言えば計画ということになると思うんですね。

町にある様々な条例の中でも子どもの権利条例に関しては、子育てに関わる子どもとその地域社会・大人・行政に関わるあるべき姿の基本的な考え方を謳っていくことになると思います。その条例に基づいて、地域社会・大人・行政が子どもたちの幸せな社会を達成するためにどういう計画を考えたり、事業メニューを組んでいくかということが総合計画などに反映されていくという流れになると思いますので、条例自体はある程度抽象的なものになると思います。ただし、理念としては規定されているわけですから、これを計画に反映していかなければならないという意

識付けにはなりません。条例に具体的な事業やメニューが示されてなくても、子どもの意見の尊重など、今まで大人目線だったものを子どもの意見も取り入れながら参考にできるものがないかという意思表示をするということが大事だと思います。これまでは、各種委員会などでは識見を有する委員のほか、公募委員を募るなど20歳以上の住民の意見を聞く機会を設けてきましたが、これから幕別町を担っていただく子どもたちの意見も聞きながら子どもたちが社会に参加しているという意識付けにもなるものと考えています。

委 員

子どもの権利条例は事業を実行するためだけのものではなく、そのきっかけ作りにもなるものですね。

事 務 局

子どもの権利とか子どもの育ちを支えるということに関しては、児童福祉法とか児童憲章とか町民憲章とか児童健全育成推進の町の町議会の決議とかがあり、それぞれ昭和20年代から昭和61年頃までそういう段階を踏んできたんですけども、もう一度原点を確認しようとするものでもあります。以前から言われていますけれど、核家族化とか地域コミュニティの崩壊とかがある中で、同じ幕別町に住んでいる子どもたちを大人が支援しながら将来の後継者として育てていくきっかけづくりの理念として条例制定が求められているのではないかとこのころです。

先ほど、挨拶の話でもありましたが地域コミュニティが小さくて隣近所がみんな知っている人ばかりであれば、すれ違っても挨拶をしないということはありません。本町地区と札内地区とでは公区のあり方が違うと思います。本町地区は昔からそんなに人の動きが無く、2代3代続いた家のお子さんたちが学校に通っております。それが札内地区になりますと、団地造成が進み、転入される方がどんどん多くなって元々札内地区に住んでいた方々が一握りになっておりますので、そういう中できちんと地域コミュニティを確立して幕別町に住んでいる意識というのをどう作っていくのかということになってくれば、権利条約と条例とは違うんですけども、求めているところは同じ町に住んでいる人間関係をどうしていくんだということになってくると思います。それをどうやって地域社会や家庭などに伝えていけるかということが一番大きな課題だと思います。

会 長

要するにこの条例ができて、この条例にいろいろなことが縛られることは無いと考えています。行事を持つ時に大人が計画していたことを子どもが関係することには子どもも入ってその中で計画を立てる。例えば、今まで大人が考えた子どもの

行事を午前中で終了したい時にはプログラムが午前中で終わるように組まれています。今度子どもたちに何をしたいか意見を聞くと、行事の時間が予定より長くなったとします。ただ、そのとおり時間を延長するだけでなく、全体のルールの中では時間内で考えてほしいと進めても、子どもの意見を尊重してあげる部分はでてくるものと思っています。

事務局

荒牧教授と委員との意見交換会で「子どもの権利条例に権利という言葉載せる必要があるか」という委員の質問がありまして、教授からは「絶対に必要」という話がありました。子どもたちに自分たちも社会の一員だという意識付けをしたいということがありますね。その中で、自分にも権利がありますが他人にも同じように権利があるといった、その辺の人間関係を学んで欲しいですし、成長していく過程では、自分たちの意見だけが通っていく訳ではないですから、大人は当然その成長の過程に合わせて支援やアドバイスをしなければならない。自分たちはそういう立場の年齢だとわかっていて欲しいですね。集団で他人に迷惑をかけても自分たちが良ければよいという大人にはなあって欲しくない。そのためには、子どもたちの権利もあるけども社会の一つの構成員であることをわかって欲しい。確かに、条例を作ったからといって、例えば、翌年に子どものための屋内の砂場を作るとか大きな事業メニューができるかという、単純にそうはなりません。会長が言われたように、子どもの意見を聞いたり、地域社会なり行政を含めて何か違うことができないかという発想の転換になってくれればいいなと思います。

委員

子どもの権利条約も主旨としてはそうだと思います。そのためには、育ちの過程にある子どもにとって何が良いのかを大人は判断しなければいけないという話なのですが、ただ、こういうものは制定されるとそれをある一定の考えを持って利用してしまう人もいます。「条例には書いてあるし、子どもが意見を表明しているのだから、そうすべきだ。実現できないのはおかしい。」という人もでてくるのだと思います。そういう意味で町民の皆さんが条例の主旨を正しく理解することが大事なのかなと思います。

事務局

今のことに関連して、奈井江町の条例の第12条を見ますと、「役割を点検し、評価をする。意見を聞き、協力を受ける。」という条文があります。芽室町の条例の第9条を見ますと、学校の役割ということでは、何をしなさいということは書いていないのですが「開かれた学校作りに努める」ということを規定しています。

また、札幌市と川崎市を見ますと、権利委員会というのを設置し、検証をして意見を聞いたり、いろいろな機関に対する権限を持っていたり、川崎市では行動計画、札幌では推進計画を作ることによって、実施する事業を定めています。

学校現場では、いろいろな意味で問われることもあるかと思いますが、例えば、教育委員会で毎月19日を「教育の日」として地域開放していますから、現状でも十分に開かれていると思いますが、どこまで条文で規定し、踏みこんでいくのか、規定の仕方についてお聞きしたいと思います。

会 長

権利委員会まで作って進める町もありますが、そこまで行かないのではないかと気がしています。あまり条例でがんじがらめにするのも、問題が起きたときに権利の主張が前面に出てくるのではないのでしょうか。

委 員

札内北小学校の行事を子どもが考えて取り組むというのも、保護者からは「何でもかんでも子どもに任せている」という批判の声しか聞けなかったんですね。きっとそうではなく、本来は、子どもがそれを持ち帰って親子で話をして、大人が助言をしてあげる必要性があったのではないかと考えています。学校から子どもには話があっても、親には協力の依頼などの話がされたのかなと疑問も思っていました。

子どもは何でも吸収してくれると思うのですが、親は自分の考え方というがあるので学校の取り組み方を言われても、それでいいのかなという不安はあると思います。そこを年齢に応じて子どもと話し合いがなされればうまく進むと思うのですが、そうでないと子どもは親の不安や不満を感じてしまうので、学校での意見や発言にも影響するのではないかと思います。子どもよりも、大人にどう認識されるかが怖いと思います。主に条例を利用するのは大人だと思います。

事 務 局

手法としては、条例素案を皆さんに考えていただいて、条例が議会で可決されてから周知するという手法や素案ができた時点で住民説明会を開いて、住民の皆さんに説明して解釈本のようなものを用いながら周知していくという2通りがあると思います。どちらにしても、大人にこの条例の理念・本旨をどれだけ理解してもらうかという作業が大事だと思います。大人が理解して、この条例の基本理念に従って自分たちは何ができるか、子どもたちに何をしてあげられるかというところまでいければ、理想の形だと思います。

部 長

法律でも、この条文はどういうことを言っているのかという細かく解説する逐条

解説という冊子があるのですが、条例ができた場合も、そういうものを作ったり、子ども向けに説明書を作ったり、わかりやすい解説が必要になってくると思っています。

事務局

奈井江町では、市町村合併の住民投票を中学生にまで広げたことが子どもの権利条例を作ったことの大きな効果だったということをお聞きしております。また芽室町では、平成18年に子どもの権利条例を作りまして、昨年度、子育て支援課が新設され、平成16年の発達障害者支援法をきっかけに、本年度に発達障害者支援センターを設立しました。発達障害のお子さんたちは中学校までは何とか生活できますが、就職して社会人として生活していく時、社会的にマイナスな面があるということから、生まれてから就職するまでを支援していくシステムを構築したところなんです。芽室町の担当課長は、子どもの権利条例ができたことがきっかけになって、子育てに関する予算は概ね確保されるようになったと話しておりました。

委員

子どもたちから意見を聞くと、わがままと受けとれる意見も多くありますが、正当な意見もあると思います。何もかもわがままだから駄目だとなると子どもたちもやる気を失いますよね。期待する気持ちも無くなってしまいます。

事務局

何年も前から行政の仕事に対して、行政の説明責任という言葉が使われるようになってきました。それは子どもに対しても同じで、いろいろな意見が出てきた時に、できるものとできないものをしっかりと答えなければならないと思います。中学生との意見交換会でも、理論や理屈を伝えずに頭ごなしに怒られると子どもたちは反発すると話がありました。これは、大人であろうと子どもであろうと同じ考え方であり、特に子どもに対しての説明責任は大人が持っているということだと思います。

委員

できないものはできないと、「何故」を説明することですね。

なお、子どもの権利条例にある「意見を聞く」ということばかりではなく、他に子どもの虐待や救済だったりの主旨があるでしょうし、子どもが育っていく上での必要な条文があると思います。

事務局

先ほど事務局から条文の内容につきましてご質問しましたが、関連してお話します。奈井江町の条例の第11条に「子育て支援」の規定があり、この中では「必要に応じて経済的な支援を行うこととする」という表現があります。これは、必ずしも

全ての経済的支援をするというのではなく、状況に応じて必要と判断された場合にはそういった制度を作って支援していくという考え方なので、「必要に応じて」という言葉が必ず入っています。また、第10条第1項の「成育環境の保全」でも、公共施設や公園の自然環境の保全ですが「努めるものとする」という努力規定になっています。これはパーフェクトに環境保全をするという話ではなくて、できる限り対応するというものです。町全体の事業を見て予算組みをするため、環境保全に予算が100%確保できるとは限らず、その時できないものはあります。

子どもの権利の尊重も、必ずしも子どもの言うことを聞かなくてはいけないということではなくて、聞けることは聞き、できないことはできない理由を十分に説明する。これは大人も子どもも同じであり、それが条例の中の「尊重」という言葉だと思います。単純に書いた文章を見ると、「尊重するのだから言うことを聞くのだろう」と解釈する人もいると思いますが、条文の中で規定しているのは努力的なものであったり、基本理念であったりしますので、できるできないの状況を説明したうえで進めていくということになります。ですので、奈井江町の条例の第4条にあるように「町は積極的に広報活動に努める」ということで、住民の皆さんが理解を深められるように広報活動を十分に進めるとしています。本町としても、条例の主旨を正しく伝えるということをまず取り組むことになりますので、住民説明会なども必要になってくると思います。

会 長

条例を説明された時に、「違うんだ」ということにならないように、一般町民にわかりやすい条例であったほうがいいと思いますが、皆さんはどうですか？

委 員

縛られたり、窮屈さを感じる条例ではあって欲しくないと思います。家庭だと話し合える時間がたっぷりありますが、学校現場で「尊重」の言葉一つでも「そうしなければならぬ」と受け止められて、窮屈なものになってしまうと何にもならないと思います。

会 長

環境整備に「努める」と「努めるものとする」では全く違って感じます。

部 長

実は同じことなのですが、このように受け取り方の違いが出てきていますので、規定の意味や解釈を十分に説明していかなければならないと思っています。

会 長

大変深くまで踏み込んだ話をしていただきました。少しずつ見えてきたところが

あるかと思えます。

続いて、「次回の協議会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

【事務局説明】

会長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、10月21日（水）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

会長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

- ・第5回地域協議会次第
- ・別紙9 中学生との意見交換会における事前質問に対する回答の分類について
- ・【資料11】川崎市子どもの権利に関する条例